

## 第6章 計画の推進

### 1 推進体制の整備

#### ①市の主体的な計画の周知

この計画を策定するにあたり、アンケート調査、地域座談会、テーマ別部会において、市民、各種団体、事業所など、数多くの方々の声を聞きました。今後、計画の推進においては、市にかかわるさまざまな人々の協力、行動が重要となります。そのためにも、より多くの人に計画を知ってもらう、関心を持ってもらう必要があることから、市のホームページ等への掲載や、地域福祉に関するシンポジウムの開催など、あらゆる機会を通じて、市が率先して計画の公表、周知に努めていきます。

#### ②市社協の機能の充実

社会福祉協議会とは、地域の住民ボランティア、社会福祉関係者、行政機関等の協力を得て、社会福祉を目的とする事業の企画、運営や、社会福祉に関する市民活動の支援など、地域福祉を推進するうえで中心となる団体です。市社協では、福祉を目的とした自主事業のほか、市からの委託事業、介護保険事業などを行っており、その知識や経験、スケールメリットを生かした活動が、より一層必要になります。また、専門的な相談業務などに対応するために、地域課題を把握し市民と共に解決に取り組む地域福祉のコーディネーターの配置や職員のスキルアップを図るなど、市社協の機能の充実、強化に努めます。

#### ③市民・事業所との協働による推進体制の整備

すべての市民が住み慣れた場所で、共に支え合うことができる地域福祉の実現をめざすためには、地域全体で包括的に地域活動を推進していく必要があります。

本市においては、地域福祉を担う一番身近なコミュニティである町内会において、子どもの見守り隊、自主防災組織などが結成されているほか、老人クラブや子ども会などの各種団体でも、さまざまな行事や活動が行われるなど、市民活動、地域活動が活発に行われています。市民や地域団体などが今後もより一層活発に活動できるように、事業所、NPOなどとも連携し、それぞれの担い手の特徴や能力についてコーディネートを図りながら、「協働」により計画を推進していきます。

#### ④市・市社協の連携による推進体制の整備

市と市社協が連携・協働して本計画の事業の推進及び進行管理を行います。

また、地域福祉の推進には、保健・医療・福祉分野のみならず、教育や建設分野など、さまざまな分野との連携が必要になります。そのため、計画の推進にあたっては庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。

## 2 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価したうえで（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

また、学識経験者や福祉関係者、市民などによる「（仮称）地域福祉計画評価委員会」を設置し、計画の進行管理や見直しを行っていきます。

